大阪市（消）告示第32号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の４第１項の規定により命令を行ったので、同条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月16日

大阪市消防長　　山　本　博　文

１　防火対象物の所在地

大阪市中央区博労町４丁目７番２号

２　防火対象物の名称

牛歩

３　命令を受けた者の氏名

大一商事株式会社　代表取締役　青柳　興直

４　命令事項

令和８年11月30日までに、避難器具を設置すること（消防法第17条第１項、消防法施行令第25条第１項第５号）

５　命令年月日

令和８年10月19日

（消防局予防部予防課）